徳島県報

発行者　徳島県
発行所　徳島県監察局
法制文書課

定期第３３４号　令和３年６月１１日発行

目　　次

【告示】

番号	表題	担当課名
４１３	特定調達契約について随意契約の相手方を決定した件	スマート県庁推進課
４１４	同	同
４１５	指定自立支援医療機関を指定した件	障がい福祉課
４１６	指定自立支援医療機関の指定を更新した件	同
４１７	大規模小売店舗立地法の規定により意見を聴取した件	企業支援課
４１８	土地改良区の役員の退任及び就任について届出があった件	農林水産基盤整備局 農山漁村振興課
４１９	基本測量を終了した旨の通知があった件	用地対策課
４２０	公共測量を終了した旨の通知があった件	同
４２１	道路の区域を変更する件	道路整備課
４２２	同	同
４２３	道路の供用を開始する件	同
４２４	同	同

【公告】

番号	表題	担当課名
	争議行為の予告	労働雇用戦略課

【病院局告示】

番　号	表　　題	担当課名
6	特定調達契約について随意契約の相手方を決定した件	

【選挙管理委員会告示】

番　号	表　　題	担当課名
３４	公職の候補者等が個人演説会等に使用できる公営施設の指定を取り消した旨の報告があった件	

【公安委員会告示】

番　号	表　　題	担当課名
5	少年指導委員を委嘱した件	

徳島県告示第四百十三号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和三年六月十一日

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

一　契約に係る特定役務の名称及び数量

徳島県庁総合サービスネットワーク等運用管理業務　一式

二　契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

徳島県経営戦略部スマート県庁推進課

徳島市万代町一丁目一番地

三　契約の相手方を決定した日

令和三年四月一日

四　契約の相手方の氏名及び住所

西日本電信電話株式会社徳島支店

徳島市西大工町二丁目五番地一

五　契約金額

六千七百四十一万二千四百円

六　契約の相手方を決定した手続

随意契約

七　随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第二号

徳島県告示第四百十四号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和三年六月十一日

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

一　契約に係る特定役務の名称及び数量

防災拠点情報ネットワーク災害対策強化事業（庁内クラウド運用管理）に係る業務

一式

二　契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

徳島県経営戦略部スマート県庁推進課

徳島市万代町一丁目一番地

三　契約の相手方を決定した日

令和三年四月一日

四　契約の相手方の氏名及び住所

テック情報株式会社

板野郡板野町犬伏字東谷六番地三三

五　契約金額

一億六千四百二十二万五百十二円

六　契約の相手方を決定した手続

随意契約

七　随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第二号

徳島県告示第四百十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定した。

令和三年六月十一日

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

指定自立支援医療機関の開設者		指定自立支援医療を行う薬局		担当する医療の種類	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地		
株式会社セガファーマ	徳島市佐古七番町五－二	ミクラ薬局敷地	吉野川市鴨島町敷地一二－二	育成医療（薬局） 更生医療（薬局）	令和三年四月一日
同	同	下浦薬局	名西郡石井町浦庄字下浦六〇三－二五	同	同
同	同	アルファ薬局北佐古	徳島市北佐古一番町一－三二－七	同	同

徳島県告示第四百十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十条第一項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定を更新した。

令和三年六月十一日

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

指定自立支援医療機関の開設者		指定自立支援医療を行う薬局		担当する医療の種類	指定更新年月日
名称	所在地	名称	所在地		
湯藤　千代美	阿波市阿波町梅川内一七一番地	ユート薬局	阿波市阿波町伊沢田八八番地	育成医療（薬局） 更生医療（薬局）	令和三年四月一日
香西　惠子	美馬市脇町字拝原一四一三番地七	こうざい薬局	美馬市脇町字拝原一四一三番地七	同	同
株式会社レイル	徳島市佐古六番町七番四号	スマイル調剤薬局石井店	名西郡石井町石井字石井四〇九一五	同	同

徳島県告示第四百十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により意見を聴取したので、同条第三項の規定により、聴取した意見の概要について次のとおり公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和三年六月十一日

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

一　大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ダイレックス新田宮店

徳島市北田宮一丁目二四七番地ほか

二　法第八条第一項の意見の対象となった届出に係る告示

令和三年徳島県告示第三十三号（大規模小売店舗立地法の規定による届出があった件）

三　法第八条第一項の規定により徳島市から聴取した意見の概要

1　駐車需要の充足等交通に係る事項

駐車場の必要台数を十分に確保し、周辺市道の交通の妨げにならないよう対策を講じていただきたい。

自動車の駐車の用に供する部分について駐車場法等の基準によること。

西側出入口Ⓑ Ⓒ付近について、出入口以外は敷地内にフェンス等を設け、出入口以外の箇所から車両の進入ができないような対策を講じていただきたい。

2　歩行者の通行の利便の確保等

全ての人が安全かつ快適に利用できる施設となるよう配慮していただきたい。

大型搬入車両の通行によって舗装への損傷が発生すると、歩行者のつまずき及び転倒を引き起こす要因となるため、周辺市道への損傷がないよう対策を講じていただきたい。

3　廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

店舗内から発生する一般廃棄物については、燃やせるごみ、資源ごみに分別し、ごみの減量化を図るとともに、資源ごみについてはリサイクルに努めてください。

古紙類（新聞紙、雑誌、ダンボール、コピー用紙等）はリサイクルするために古紙問屋に搬入してください。

一般廃棄物の発生の抑制及び再利用並びに一般廃棄物の適正な処理については、徳島市の施策に協力してください。

4　騒音の発生に係る事項

駐車場内の自動車走行音について、車両の最徐行走行を徹底させると騒音規制基準を満たすとの予測が得られたことから、車両の最徐行走行の徹底に努めるとともに、荷さばき音など早朝・夜間における騒音発生に注意を行うこと。また、周辺住民の間に、騒音問題が発生した場合は真摯に対応すること。

5　廃棄物に係る事項等

店舗内から発生する廃棄物については、産業廃棄物と一般廃棄物を適正に分別してください。

分別された廃棄物については、関係法令に基づき適正に処理してください。

６　街並みづくり等への配慮等

周辺景観との調和や街並みの連続性に配慮し、著しく不調和となる意匠・形態、色彩等は避けていただきたい。

四　意見の縦覧場所、期間及び時間

１　縦覧の場所　徳島県商工労働観光部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課

２　縦覧の期間　令和三年六月十一日から同年七月十一日まで

３　縦覧の時間　午前九時から午後五時まで

徳島県告示第四百十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の退任及び就任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和三年六月十一日

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

一　土地改良区の名称

北井上土地改良区

二　退任役員及び就任役員

役員名	退任役員氏名	就任役員氏名	住所
理事	阿部忠浩	阿部忠浩	徳島市国府町芝原字南芝原五七
同	朝田三郎	朝田三郎	同　字神楽免七二―一―二
同	七條和之		同　東黒田字桜ノ本八七
同	庄野彰一	庄野彰一	同　字朝日一八八
同	小林照幸	小林照幸	同　西黒田字西傍示二〇三
同	山下敏生	山下敏生	同　芝原字天満五二―二
同	中村春夫		同　西黒田字東傍示二〇
同	宮本晃	宮本晃	同　芝原字宮ノ本二三
同	政岡茂	政岡茂	同　東黒田字高岸一八
同	齋藤滿男		同　西黒田字東傍示一三二―一
同	井若謙市		同　芝原字野神九一―四
同	宮田永二	宮田永二	同　字神楽免一二〇―三
同	齋藤実徳	齋藤実徳	同　東黒田字朝日五三―二
同	安村元成	安村元成	同　一〇四
同	七條晃	七條晃	同　字桜ノ本九八
同	熊川重樹	熊川重樹	同　芝原字東分一五七―八
同	伊川幸治	伊川幸治	同　字野神一二九―一
同	山本良博	山本良博	同　東黒田字朝日一五五―一
同	梶原隆幸	梶原隆幸	同　芝原字神楽免五三
同	川野和敏	川野和敏	同　東黒田字角ノ瀬九五
同		片岡博昭	同　西黒田字東傍示七九―三
同		斉藤新司	同　一一七―一
同		井若君江	同　芝原字野神九一―四
同		前川俊弘	同　字南芝原七四
同		豊田博一	同　東黒田字朝日六九
監事	橋本勝	橋本勝	同　字榎島九三
同	井上隆夫	井上隆夫	同　西黒田字南傍示二二六
同	七條哲也	七條哲也	同　東黒田字桜ノ本八
同	木内富美子	木内富美子	同　芝原字東分一四
同	井若良文		同　字野神一三八―一

同	同	
	伊川美幸	
篠原文彦	伊川美幸	
同 西黒田字南傍示二六三―八	同 字神楽免一五一―三	

徳島県告示第四百十九号

国土地理院長から、令和三年徳島県告示第百三十五号（基本測量を実施する旨の通知があった件）で公示した基本測量を令和三年三月三十一日終了した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年六月十一日

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

徳島県告示第四百二十号

国土地理院長から、令和二年徳島県告示第二百七十八号（公共測量を実施する旨の通知があった件）で公示した公共測量を令和三年三月三十一日終了した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年六月十一日

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

徳島県告示第四百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局吉野川庁舎において、令和三年六月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年六月十一日

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

道路の種類　県道

整理番号	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
235	宮川内牛島停車場	阿波市土成町宮川内字古田九四番二地先から同　吉野町西条字藤原一七五番二地先まで	旧	七・〇～九・〇	七七・七
		阿波市吉野町西条字藤原一七五番二地先から同一九〇番一地先まで	旧	八・二～一〇・六	二〇六・〇
		阿波市吉野町西条字藤原一九〇番一地先から同　字西大竹一一一番一三地先まで	旧	八・二～二五・〇	二二四・三
		阿波市土成町宮川内字古田九四番二地先から同　吉野町西条字藤原一七五番二地先まで	新	七・〇～九・〇	七七・七
		阿波市吉野町西条字藤原一九〇番一地先から同　字西大竹一一一番一三地先まで	新	七・七～二五・〇	二二二・八

徳島県告示第四百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和三年六月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年六月十一日

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

道路の種類　県道

整理番号	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
401	鳴門徳島自転車道	徳島市川内町米津三三一番一地先から同　富久四三一番一地先まで	旧	三・一～五・七	二〇三・三
		同	新	三・一～五・三	四九・〇

徳島県告示第四百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局吉野川庁舎において、令和三年六月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年六月十一日

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

道路の種類　県道

整理番号	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
235	宮川内牛島停車場	阿波市土成町宮川内字古田九四番二地先から同　吉野町西条字藤原一七五番二地先まで	七七・七	令和三年六月十一日

徳島県告示第四百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局吉野川庁舎において、令和三年六月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年六月十一日

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

道路の種類　県道

整理番号	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
235	宮川内牛島停車場	阿波市吉野町西条字藤原一九〇番一地先から同　字西大竹一一一番一三地先まで	二二二・八	令和三年六月十一日

公　告

鳴門病院労働組合から夏期一時金の要求に関して令和三年六月十四日以降、同組合員が従事する次の職場において争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により公告する。

令和三年六月十一日

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

鳴門市撫養町黒崎字小谷三二
地方独立行政法人徳島県鳴門病院構内及び全職場

徳島県病院局告示第六号

徳島県病院局財務規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第九号）第百七条の規定により例によることとされている徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により、次のとおり公示する。

令和三年六月十一日

徳島県病院事業管理者　北　畑　洋

一　契約に係る特定役務の名称及び数量

徳島県立中央病院総合医療情報システム保守業務　一式

二　契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県立中央病院事務局医事情報担当

徳島市蔵本町一丁目一〇番地三

三　契約の相手方を決定した日

令和三年四月一日

四　契約の相手方の氏名及び住所

富士通Ｊａｐａｎ株式会社徳島支店

徳島市かちどき橋二丁目二九番地一

五　契約金額

七千三百六十七万八千六百五十七円

六　契約の相手方を決定した手続

随意契約

七　随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第一号

徳島県選挙管理委員会告示第三十四号

鳴門市選挙管理委員会から、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第三項の規定により、公職の候補者等が個人演説会等に使用できる公営施設として指定していた次の施設について、指定を取り消した旨の報告があった。

令和三年六月十一日

徳島県選挙管理委員会委員長　中　田　丑　五　郎

施設の名称	所在地
鳴門市長浜集会所	鳴門市北灘町大須字長浜五の三
鳴門市椎尾谷集会所	鳴門市大麻町桧字椎尾谷三五の二
鳴門市樋殿谷集会所	鳴門市大麻町板東字樋殿谷九九の二
鳴門市馬詰集会所	鳴門市大麻町中馬詰字居屋敷一八の五

徳島県公安委員会告示第５号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第３８条第１項の規定により少年指導委員を委嘱したので，少年指導委員規則（昭和６０年国家公安委員会規則第２号）第２条第２項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和３年６月１１日

徳島県公安委員会委員長　　森　　秀　　司

氏　　名	連　　絡　　先	活　　動　　区　　域
多　可　義　郎	徳島中央警察署生活安全課 電話　088-624-0110（代表）	徳島市の 東富田，西富田，新町，昭和，渭東，渭北，津田，八万，沖洲地区
西　田　浩　造		
矢　田　　明		
陰　西　義　輝		
犬　伏　賢　治		
福　井　康　之		
三　木　隆　司		
瀬　部　浩　史		
藤　田　誠　来	徳島名西警察署生活安全課 電話　088-632-0110（代表）	徳島市の 佐古，加茂，加茂名　地区
辻　　好　史		
遠　藤　恭　司		
傳　藤　　一	徳島板野警察署生活安全課 電話　088-698-0110（代表）	徳島市の 川内町，応神町 板野郡
賀　治　隆　志		
八　木　知　子	鳴門警察署生活安全課 電話　088-685-0110（代表）	鳴門市の 撫養町
郡　　正　志		
圃　山　　登	小松島警察署生活安全課 電話　0885-32-0110（代表）	小松島市の 中田町，小松島町，南小松島町，松島町，横須町，赤石町，大林町
廣　田　　裕		
敦　賀　晋　平	阿南警察署生活安全課 電話　0884-22-0110（代表）	阿南市の 富岡町
中　濵　朝　子		
橋　本　厚　利	阿波吉野川警察署生活安全課 電話　0883-25-6110（代表）	吉野川市の 鴨島町
筒　井　克　彦		
大泉真二郎	三好警察署生活安全課 電話　0883-72-0110（代表）	三好市の 池田町 三好郡の 東みよし町
木　下　満　広		

備考　活動区域欄の徳島市の地区とは，徳島市の地区の名称及び区域を定める規則（平成８年徳島市規則第１号）第２条に規定する地区の名称及び区域とする。